

平成 26 年度定期監査(6)の監査結果に基づき講じた措置

平成 26 年度定期監査(6)の結果に基づき講じた措置について、練馬区長から通知があったので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 12 項の規定により、つぎのとおり公表する。

記

1 指摘の内容

工事請負契約に係る契約事務の適正な執行について(指摘事項)

[監査において確認した事実]

生涯学習センターにおいて、「和室(大)空調機器入替え工事」および「和室(大)空調機器入替えによる機械設備工事」の 2 件の工事が行われていた。これらの工事について関係書類を確認したところ、2 件とも同日に起案、決定されており、契約も同日に同一業者と締結されていた。また、工事内容も一連のものであり、2 件に分割して契約することについて合理的理由は認められなかった。このことから、本件の 2 件の工事は 1 件の工事として契約すべきであり、また、予定金額の総額は所長の契約権限を超えるため、区長契約として契約すべきものであった。

[改善を求める事項]

契約事務は、競争性、透明性および公平・公正性の確保が要請される事務であり、区民に疑念を持たれないためにも、法令および規則等に基づき厳正に行う必要がある。その趣旨のもと、区では課長契約(工事)の適正な執行のため、「課長契約(工事)における分割発注等の再発防止への取組方針」を定め、平成 22 年 1 月の総務部長通知等により周知を図ってきたところである。

しかしながら、本件契約は、本来 1 件として契約すべき内容を特段の理由もなく分割して発注した不適切なものである。については、工事契約事務の適正な執行が図られるよう、職員への周知徹底と、組織内のチェック体制の強化に取り組まれない。(地域文化部)

2 講じた措置

(地域文化部)

(1)により対応を実施したところであるが、今後さらに(2)により改善を図ることとする。

(1) 講じた措置

ア 指摘事項の確認を行った結果、次の 3 点に課題があった。

(ア) 職員の担当業務が一時的に集中し、事務執行が適切に行われなかった。

(イ) 所における情報共有が不足し、所長および副所長は業務の進行管理ができていなかった。

(ウ) 再三の通知等にもかかわらず、契約事務の適切な執行に対する意識の徹底が不十分であった。

以上を踏まえて、生涯学習センターにおいて個々の職員の担当業務の見直しを行い、業務量の平準化に努めた。さらに出来る限り複数担当制による業務執行体制をとり、情報の共有化に努めている。

生涯学習センターの全職員に対して「課長契約における分割発注等の再発防止への取組方針」(平成 22 年 1 月総務部長通知。以下「取組方針」という。)を示し、契約事務の適切な執行について改めて指導徹底を図った。

イ 再発防止のための業務改善として、取組方針に基づき、生涯学習センターは四半期ごとの工事予定について課長へ報告し、文化・生涯学習課において工事内容を事前にチェックできるよう事務の流れを改めた。

(2) 今後講じる措置

ア 文化・生涯学習課において、以下の項目を重点に研修を実施する。

(ア) 取組方針を活用した研修を所、館、係単位で実施し、契約事務を担当する職員をはじめ全職員が事務処理に対する意識改革および適正な契約事務の執行を徹底する。

(イ) 緊急対応が必要となる際の契約事務の進め方について再度確認し、適正な事務執行を徹底する。

(ウ) 複数の職員による工程管理・執行管理を徹底し、所、館、係長への報告、連絡、相談に遺漏等のないようにする。

イ 緊急対応が必要となる場合に備え、総務部施設管理課との密接な連絡体制を整える。

(総務部)

今回の定期監査で指摘された課長契約の工事請負契約に関する不適切な分割発注については、以下のとおり職員への注意喚起を行い、改めて適正な事務処理を行うよう周知徹底を図ることとする。

(1) 講じた措置

ア 契約事務の適正な執行に努めるよう、総務部長名により全管理職・職員あて通知し、管理職を含む複数職員によるチェック体制の強化を要請した。

(2) 今後講じる措置

- ア 毎年、年度当初に経理用地課長名で通知する「契約事務の適正な執行について」の中で、不適切な分割発注等を行わないよう周知徹底する。
- イ 毎年実施する契約事務研修のカリキュラムにおいて、適正な契約事務の重要性について、職員に再認識させる。